

施設機能監視制度実施要領

平成5年10月20日付け5構改D第721号
最終改正 平成13年1月5日付け12構改A第961号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事

殿

(農林水産省) 構造改善局長

(適用)

第1 施設機能監視制度の実施については、施設機能監視制度実施要綱（平成5年10月20日付け5構改D第720号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領に定めるところによる。ただし、要綱第5の本制度の具体的実施手続については、「施設機能監視制度の実施手続について」（平成5年10月20日付け5構改B第1292号構造改善局長通達）に定めるところによる。

(対象としない事業)

第2 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び内水排除事業とする。

(制度の内容)

第3 要綱第4の1における「原因究明調査」、「対策工事」は以下の要件をすべて満たす事態に対してのみ実施することとし、担当官の慎重な判断のもとに処理するものとする。

(1) 原因究明調査

- ① 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ② 施設の本来機能・周辺地域に多大な影響を及ぼしているもの、又は及ぼす恐れがあるもの

(2) 対策工事

原因究明調査の結果、以下の要件をすべて満たす事態に対してのみ、対策工事を実施するものとする。

- ① 事態発生の責任の所在の明確化が困難なもの
- ② 緊急性があり、かつ即応しない場合将来の大規模改修等を来す恐れがあるもの
- ③ 災害（地すべり・地震・その他異常気象によるもの）に起因しないもの
- ④ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3の規定による国営土地改良事業計画の変更の要件に該当しないもの

(管理等との仕分け)

第4

1 要綱第7の2に規定する「管理行為」とは、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第56条に規定する「管理(維持、保存及び運用をいうものとし、これらのためにする改築、追加工事等も含む。)」をいうものであり、したがって施設の点検整備、施設の操作・運転(ゲートの開閉、揚排水機場の運転等)、定期的な整備・補修(ゲートの塗装、管理道路の敷砂利の補充、部品の取替え等)等の行為は本制度の対象とはしないものとする。

2 施設本来の機能に直接関係しない附带的・間接的施設を対象とする行為は、本制度の対象とはしないものとする。

(管理受託者等との調整)

第5 指定工程を行う場合にあつては、関係部局間の連携を密にするとともに、当該指定工程を行おうとする施設の管理受託者と事前に協議を行うものとする。

(地下水採取の規制等の対象地域)

第6 要綱別表の2、3及び4の地域等の欄の「法律等により地下水採取の規制等がなされる地域」には、「地盤沈下防止等対策の推進について」(昭和56年11月18日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定)に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱又は都道府県等が定める条例若しくは通達により、地盤沈下の防止又は地下水の保全を図るための措置がなされている地域を含むものとする。

(負担軽減措置の指導)

第7 地方農政局長は、施設造成後の早期段階において、施設本体及びその周辺部に発生した受益農業者の責に起因しない不測の事態への即応を図るという本制度の趣旨にかんがみ、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう都道府県知事及び市町村長を指導するものとする。